

## 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定事務取扱要領

### 1 認定基準について

中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による経済産業大臣の指定を受けた地域（以下、「指定地域」（注1）という。）で事業活動を行っている中小企業者（法人の場合は「本店登記が札幌市内にあること」又は「事業実態のある事業所が札幌市内にあること」、個人の場合は「主たる事業所の所在地が札幌市内にあること」が必要です。）であり、同大臣の指定を受けた災害等（注1）の発生に起因して、当該災害等の影響を受けた後、原則として最近1か月間の売上高または販売数量（注2）（建設業にあっては、完成工事高又は受注残高。以下、「売上高等」という。）が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること（注3）。

注1：「指定地域」「災害等」「指定期間」は、経済産業省告示によるものとします。

※指定期間内に認定申請を行うことが必要です。

注2：「販売数量」は、単価が同一である単一製品を取り扱う中小企業者のみが利用できます。

注3：業歴1年1か月未満の場合あるいは前年等以降、事業拡大等により前年等比較が適当でない特段の事情がある場合は、以下のいずれかの要件を満たしている場合も認定対象となります。

(1) 災害発生前に売上高等を計上している期間がある場合

直近1か月間の売上高等が、災害発生直前の平均売上高等と比較して、20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が、災害発生直前の3か月間の売上高等と比較して、20%以上減少することが見込まれること。

(2) 災害発生前に売上高等を計上している期間がない場合

直近1か月間の売上高等が、直近1か月間を含む直近3か月間の平均売上高等と比較して、20%以上減少しており、かつ、その後の2か月間を含む3か月間の売上高等が、直近1か月を含む直近3か月間の売上高等と比較して、20%以上減少することが見込まれること。

### 2 認定申請手続について

(1) 中小企業信用保険法第2条第5項第4号の規定による認定申請書、売上高等に関する資料に必要事項をご記入のうえ、下記の必要書類を添付して申請してください。

なお、申請受付時間は9：00～12：00、13：00～16：30です。

共通書類	<ul style="list-style-type: none"><li>最近1か月間の売上高及びその後の2か月間の各月の見込売上高等並びに当該3か月に対応する前年同期の売上高等が確認できる資料（試算表、売上台帳、法人概況説明書など）</li><li>委任状 ※金融機関等が代理で申請する場合</li></ul>
法人の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の原本又は写し</li></ul>
個人の場合	<ul style="list-style-type: none"><li>確定申告書の写し（直近1期分） ※創業後間もないため、確定申告書がない場合は開業届</li></ul>

(2) 札幌中小企業支援センターで受付を行い、原則翌営業日以降に札幌市公印を押印した認定申請書を認定書として交付いたします。

(3) 認定書の発行日から30日以内に、信用保証協会に申込をする必要がございます。

**【相談・申請受付窓口】**

札幌中小企業支援センター  
所在地：札幌市中央区北1条西2丁目  
北海道経済センタービル2階  
電話：011-200-5511

**【制度の運用】**

札幌市経済観光局経営雇用支援部  
商業・経営支援課金融・経営支援担当係  
所在地：札幌市中央区北1条西2丁目  
札幌市役所本庁舎15階